

# 「統計調査における民間事業者の活用に関するガイドライン」

## の見直しについて

統計の品質保証及び民間事業者の活用に関するワーキンググループ事務局

### 1 検討の経緯

- 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）において、民間事業者に委託する際の仕様書の改善を図ることで、よりの確な民間事業者の活用を図るため、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討し、平成 28 年度末までに結論を得るとされたところ。
- 平成 27 年度末より「統計の品質保証及び民間事業者の活用に関するワーキンググループ」において、民間事業者・団体からの意見も聞きつつ、関係府省で検討中。

### 2 改定の方向性・ポイント

《プロセス保証導入に関する主な改定の方向性・ポイント》

- 委託先の民間事業者において業務履行内容の追跡可能な証跡（記録）の確保、業務従事者への教育・訓練の実施など、各統計調査業務の質を確保するために委託先の民間事業者に求める業務の追加
- 委託業務終了後に民間事業者による内部監査（事業者内の第三者部門による監査）、又は内部評価（業務実施者による自己点検・評価）の実施、及びその結果の業務委託府省への報告
- 個人情報を取り扱う統計調査業務における個人情報に関する資格・認定を入札要件に設定、統計調査業務の質の維持・向上に効果的な資格・認定を加点要件等に設定  
など

《事業者の裾野拡大等に関する主な改定の方向性・ポイント》

- 業務実施に要した人員、調査関係書類・用品の部数、疑義照会や督促の件数など、過去の委託実施状況に関する開示情報の充実
- 共同事業体（委託する統計調査業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織のこと）による入札参加の活用や、業務間の相互連携の求められない業務の分離調達への活用

### 3 今後のスケジュール

- 平成 28 年度末までに当該ガイドラインの改定を実施予定

## 公的統計の整備に関する基本的な計画

(平成 26 年 3 月 25 日閣議決定) (抄)

### 第 3 公的統計の整備に必要な事項

#### 2 統計リソースの確保及び有効活用

##### (5) 民間事業者の活用

厳しい行財政事情の下、限られた統計リソースの有効活用や、地方公共団体及び統計調査員の業務量の負担軽減を図るためには、優れたノウハウやリソースを持つ民間事業者の効果的かつ適正な活用が引き続き重要である。

一方で、公的統計の作成の最終的な責任は作成主体が担うものであり、国が行う重要な統計調査については、企画立案業務等の中核的業務を国自らが行うことが必要である。特に、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな支障が生じるおそれがある統計調査については、民間事業者の活用の可能性を、慎重かつ十分に検討することが必要である。

また、民間事業者の活用に当たっては、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等を前提としつつ、民間事業者の履行能力といった点に留意する必要がある。

このため、民間事業者の活用については、調査業務の負担軽減及び効率化を図ることを共通認識として、これまでの取組の更なる定着促進を図るとともに、統計の品質保証活動の推進結果を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(平成 17 年 3 月 31 日各府省統計主管課長等会議申合せ。平成 24 年 4 月 6 日最終改正)に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。

#### 【別表 今後 5 年間に講ずる具体的施策】

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
民間事業者に委託する際の仕様書の改善を図ること で、よりの確な民間事業者の活用を図るため、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」におけるプロセス保証の導入状況を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。	総務省、 各府省	平成 28 年度末 までに結論を 得る。